



10 ネットワークコミュニティと ICT 活用教育

—子どもの自律と成長のために—

芳賀高洋 (岐阜聖徳学園大学) 竹中章勝 (京都光華中学校高等学校・光華女子大学)

日常としてのネットワークコミュニティ

子どもの自律や成長のための学びの機会、学校ばかりではなく、日常の中にもあるはずである。

それに対してコンピュータ・ネットワークのコミュニティが子どもの日常であるとの認識は、これまであまりなかった。ことに教育の文脈上では、むしろ、子どもの適切な成長を阻害するもの—学習機会を奪い、いじめの温床となり、ゲームに没頭するなど生活に支障をきたす危険な遊び場としてネットワークコミュニティを捉える傾向にあった。

しかし、昨今のスマートフォン等の劇的な普及によって SNS (Social Networking Service) のユーザー数は国内だけで6,000万人(2014年末,ICT総研調べ)を超え、ネットワークコミュニティに対する価値観は著しく変化している。ネットワークコミュニティの活用自体が、これからの社会を生きる上で必要な情報活用力やコミュニケーションスキルを養い、学校が提供する以上の学びを与えることもある。SNSの活用が、子どもにとって自発的で能動的な学びの機会となる日は近いだろう。

こうしたネットワークコミュニティの状況を踏まえ、それを子どもの日常であると認識した上で、子どもの自律と健全な成長のために「重要な学びの場・機会」としてネットワークコミュニティを積極的に教育に取り入れるべきである—これが筆者らの主張である。

本稿では、この主張に沿い、子どもに特定の教科学習で単発的で特別なネットワークコミュニティを活用させるのではなく、ネット社会の生きる力を育むために教員や子どもが学校でも日常的にネットワークコミュニティを活用するための指針を展望する。

だが、筆者らの主張を正当化し、実現するために乗り越えるべきハードルは多い。

過去の教育実践

1980年代にパソコン通信が普及して以来、中等教育において、学校間や学校内外を結ぶコンピュータ・ネットワークのコミュニティの活用を試みた教育実践が行われてきた。

1988年ごろのパソコン通信を活用した岐阜県川島小学校の交流実践等¹⁾が、その始まりである。

90年代に入ると、中等教育へのインターネット導入(100校プロジェクト等)が進み、電子メール(SMTP)のメーリングリストを活用した学習交流(図-1)やApple Media Kidsといった民間企業の協力に基づく学習交流も実践される。90年代末にはWeb掲示板を活用した教育活動が行われ、2000年以降はWebログやSNSを活用した実践も始まる。

こうした教育実践は、情報教育や教科学習、特別活動で行われてきた。校内のみで活用するWeb掲示板での子ども同士の意見交換や学習交流、遠隔の学校の児童生徒も交えた交流、一般人を含めた学習交流を行うものもあった。だが、ネットワークコミュニティを子どもの日常として捉える意識が低く、多くは単発的な実践にとどまってきた。

なぜ学校教育にネットワークコミュニティの活用は定着してこなかったのか

☑ ネットワークコミュニティに対する価値観
学校教育では教科学習以外にも、その重要性が認



図-1 環境問題をテーマとした学校間ネットワークコミュニティ「GAEA プロジェクト」(1996)



図-2 SNS エンジン OpenPNE の画面例

識され、伝統化している子ども主体の教育活動がある。たとえば、児童生徒会活動やクラブ部活動、他校や海外の学校との交流、あるいは、年度を跨いだ伝統的に継続されている「特別活動」も多い。

こうした教育活動で一般の SNS を活用することはあるが、定着しているとは言いがたい。

その要因は、教員らが学校で一般の SNS を活用する価値やメリットを相当低く見積もっていることに加え、学校独特の事情もある。

たとえば、SNS に教育的価値を見出した教員がいたとしても、その教員が他校に転勤すれば、その学校での SNS の学びは停止する。教育プロジェクトでの活用ならば、プロジェクトが終わると同時にネットワークコミュニティの学びも終わる。

すなわち、学校に、その価値を見出し、ネットワークコミュニティを積極的に学びに取り入れようと考えた教員がいても、他の教員がその価値に気付かず、あるいは、他の教育活動と結びつかなければ、活用は継続しない。

☑ 教員・保護者とのコンセンサス

ICT (Information and Communications Technology) 利活用の不活性化は、教員の技術力や知識不足が要因であると指摘されることもある。だが、ネットコミュニティ活用のケースでは、必ずしもそれが停滞要因であるとは限らない。

たとえば、筆者の芳賀 (2009) は、中学校の UNIX サーバにオープンソースの WebSNS エンジン OpenPNE で校内 SNS を構築 (図-2) し、中学 1 年生を全員登録して、技術科授業と、夏休みに家庭からもそれを自由に活用する教育実践を試みた。

ところが、この実践は、夏休みに入って 2 週間とたたないうちに打ち切られた。生徒がトラブルを起こしたからでも、技術的なトラブルが発生したからでもない。夏休みに保護者面談が行われた際に、保護者から「毎日コンピュータの画面に向かって「何か」をやっている、勉強に支障が出るのではないかと心配している。勉強に支障をきたすことを学校が率先して行うのはいかがなものか」とのクレームが入り、生徒の担任も同様に難色を示したことが主な理由である。

現在では、この中学校は Twitter の公式アカウントを取得して定期的に情報発信し、子どもの Facebook 等の活用を禁止せず、教員と子ども・保護者が SNS 上の友だち関係を結びながら情報共有を図るなど、SNS に対する意識に変化が見られる。

しかし、学校教育でネットワークコミュニティを活用する場合、ほかの教員や保護者が理解を示さず、コンセンサスが得られなければ、学校教育の文脈上では、その活用の継続は困難となる。

☑ 教科学習や情報教育の枠組み

教科学習としてネットワークコミュニティを活用

する教育実践では、何らかの学習テーマについて交流する実践が行われる。

しかし、特定の教科学習の学びに限定したネットワークコミュニティ活用は、一授業あたり多くとも20分程度の活用にとどまるであろう。そして、教科の特定の単元や領域の学習が終われば、ネットワークコミュニティは活用しなくなる。

また、活用していたネットワークコミュニティで子どもが何らかのトラブルを引き起こした場合、「教科学習とは別途の情報リテラシー教育や情報モラルが必要である」という認識が教員に芽生えるだろう。あるいは、そのトラブルが、いじめのような重大なものであれば、ネットワークコミュニティの活用を打ち切らざるを得なくなる。

情報リテラシー教育のための時間確保が必要ならば、目的とする教科学習の時間を削らざるを得ない。だが、教科学習の時間を削ることができないならば、ネットワークコミュニティの活用の自由度を極端に制限することになる。

いずれにせよ、ネットワークコミュニティの活用は不十分なものとなり、教員が狙っていた効果が得られなければ、そうした実践は次年度から停滞するか、あるいは中止となる。

ネット時代に生きる子どもの自律と成長のための指針

学校でのネットワークコミュニティの十全な活用には、次の点がカギとなる。

- ネットワークコミュニティの価値の検討
- 教員・保護者らとの合意形成
- 教科学習と情報教育の融合と目標の拡大
- 知識蓄積や情報受発信など表現力、情報社会に参画する態度とは何かについての検討

そして、ネットワークコミュニティを教科学習で「特別に子どもに活用させる」のではなく、ネット時代の生きる力を育むために、学校でも日常的にネットワークコミュニティを「教員や子どもが能動的に活用する」ための指針を以下に提案する。

☑ ネットワークコミュニティに対する理解と子どもとの対話・子ども理解

昨今、Twitter や Facebook, mixi, LINE 等一般の SNS は、教員・保護者よりも子どもが積極的に活用している。Facebook など米国製 SNS は COPPA (Children's Online Privacy Protection Act, 1998) 等を根拠として13歳未満のアカウント登録を制限しており、上例の SNS を子ども全員が利用しているわけではない。しかし、SNS は事実上匿名登録が可能であるし、子ども同士の会話に SNS が話題に上ることは珍しくない。いまや SNS については、大人よりも子どものほうが、そのメリット・デメリットの理解も深いと見なすべきである。

ところが、昨今、愛知県刈谷市や岡山県など一部自治体では、子どものスマホ夜間使用を禁止する方針を打ち出すなど、子どものネットワークコミュニティの活用を制限する政策をとり始めた^{☆1}。

しかし、こうした教育政策は、ネットワークコミュニティに対する大人と子どもの認識のズレを拡大させ、その価値観の対立が高じて、適切な教育方針を見誤るリスクを増大させる。

たとえば、Mathiesen は、子どものインターネット利用を禁止・監視することはプライバシーの侵害であり、子どもにプライバシーを持たせない方針は、子どもの自律を妨げると指摘する²⁾。

そして、大谷は上の Mathiesen を引用し、子どもの SNS 利用の条件は、禁止や制限ではなく、SNS の仕組みやその可能性とリスク、自律におけるプライバシーの大切さについて、大人と子どもが対話することであると述べている³⁾。

こうした学術的知見を参考に、教員・保護者らは、その帰結を熟案した上で(図-3)、次のようにするべきである。

- 大人自らが SNS を積極的に活用する
- 子どもの自律を目標として SNS をテーマに大人と子どもが対話をし、対話を継続する

☆1 共同通信。岡山県教委もスマホ夜9時まで来月から取り組みへ。2014年10月24日記事, <http://www.47news.jp/CN/201410/CN2014102301001833.html> (2014年12月15日確認)

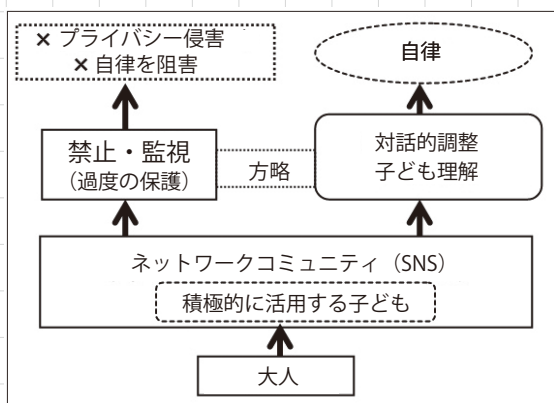


図-3 ネットコミュニティを巡る方略の帰結



図-4 こどもコミュニティサイト「ぐーぱ」
<http://www.goo-pa.jp/about/>

- 子どもがどのように SNS とかかわるのか、何にメリット・デメリットを感じているかなど「子ども理解」を進める

特に教員や保護者の SNS 活用は重要である。多様な価値観、教育観・学習観を持つほかの地域や職業の人々との交流によって、ネットワークコミュニティをどう教育に活かすか、子どもとどのように接すべきか考えるきっかけが与えられ、視野も広まるだろう。

☑ サンドボックスの提供

現状でネットワークコミュニティに対する理解が子どものほうが高い可能性があるとはいえ、それも年齢差や個人差がある。また、リテラシーや生活知識に乏しい幼い子どもに、いきなり一般の SNS アカウントを与えるのも不安があるかもしれない。実際、子どものネットいじめ問題等のトラブルは、日本以上に SNS 利活用の低年齢化と普及が進む海外で深刻化している^{☆2,3}。

一般の SNS ユーザは多様で、一般社会と変わらない。提供されるサービスを活用する際、費用が発

☆2 NHK Online. ネットいじめ対策カナダで本格化。2013年11月17日放送。http://www.nhk.or.jp/worldnet/archives/year/detail20131117_403.html (2014年12月15日確認)

☆3 何かと物議を醸すネットいじめ問題について、本稿でその中身に言及はしないが、初等中等教育関係者にとってこの問題は無視できそうにない。だが、「情報モラル教育の推進を」との主張は控えたい。なぜならば、「情報に特別な(心情としての)モラルは存在しそうにない」という情報倫理学的見解⁵⁾を支持するからである。初等中等教育関係者のネットいじめ問題の対応にあたっては、情報倫理学的知見を参照してほしい。

生することもある。コミュニティを管理運用するオペレータは存在せず、ユーザの独立性や自由度は非常に高く、ユーザの責任は重い。

そこで、子どもが一般の SNS に参画する以前に、たとえば、小学校入学時点で学校内外の同年代の児童生徒のみが利用する安全な SNS で、慣らし運転をさせ、徐々に一般の SNS での活用を図ることも考えられる。

たとえば、図-4 に示すこどもコミュニティサイト「ぐーぱ」のような SNS である。この SNS では、学校のクラス単位での参加を旨とし、ユーザ登録は学校に確認をとる。コミュニケーションを支援する(教員ではない)スタッフが常駐し、サンドボックス的な安全な活用を実現する。子どもが図書の利用レビューを書き込んで、教員はそれに基づき読書指導を展開したり、コメントがつけられるブログ機能を使ったりして、情報発信の在り方を学ぶ教育活動が恒常的に行われている⁴⁾。

しかし、学校でこうした安全なサンドボックス的 SNS を導入しても、家庭で子どもが自分のスマートフォン等で一般の SNS を活用するならば、サンドボックス的 SNS の学びの効果は非常に限定的であると言わざるを得ない。

☑ BYOD の導入

現状の学校では、PC やタブレット端末は 1 クラス分程度しかなく、その使用は授業単位にならざるを得ない。また、ネットサービスのアカウントは共

有させることも多い。そのため、教員や子どもの SNS へのアクセスは制限される。

このような ICT 環境は、SNS に対して「教員が特別に許可を出したときにだけ使う特別なもの」という意識を生み、結局はその管理運用面の煩雑さから SNS の活用は停滞することになるだろう。

一方、児童生徒 1 人 1 台の端末を学校が用意するような計画を立てたととしても、無線 LAN に数百台の端末が一度に接続してもストレスなく通信できるだけの強力なインフラの整備には、莫大な予算が必要である。さらに、それら端末の管理運用面の責任を、すべて学校が担うのも非現実的である。充電忘れ、破損の修理などのメンテナンス、古くなった機器のリニューアルなどは、一般の公立学校の対応力をはるかに超えるものになることは想像にかたかない。

そこで、たとえば、ネットワークについては、一般の携帯電話会社の協力を得てバーチャルネットワーク等を運用するほうが良いだろう。また、端末については、北欧諸国の学校に見られるような BYOD (Bring Your Own Device: 教員や子どもが所有し、日常的に活用しているスマートフォンやタブレット端末等の ICT を自由に学校に持ち込む)⁶⁾ を採用するほうが、むしろ合理的で現実的である。BYOD を実現するには、スマートフォン等の ICT を、鉛筆や

消しゴムなど文房具のように位置付ける方針を学校がとれるか否かがカギとなる。

この BYOD が実現できるならば、学校、家庭双方の学びを接近させ、子供の日常に寄り添ったリアルな学びをネットワークコミュニティで十分に展開できるようになるだろう。

参考文献

- 1) 西 克也：小学校における「パソコン通信」の学習例—岐阜県・川島町立川島小学校、石川県・金沢市立此花町小学校の試み—(コンピュータ通信の教育利用(特集))—(事例紹介)、教育と情報、第 358 号、第一法規出版、pp.23-29 (1988)。
- 2) Mathiesen, K.: The Internet, Children, and Privacy: the Case against Parental Monitoring, Ethics and Information Technology, Vol.15, No.4, pp.263-274 (2013)。
- 3) 大谷卓史：子供に SNS (Social Networking Service) を使わせるべきなのか、最近の情報倫理学文献からの検討、電子情報通信学会信学技報第 113 号、pp.121-126 (2014)。
- 4) 大笹いつみ、樋口 彰：光と影のバランスを意識した情報モラル教育の実践—小学校専用の SNS で相手意識を高める取り組み—、第 39 回全日本教育工学研究協議会全国大会(宮城・仙台大会) (2013)。
- 5) 越智 貢、水谷雅彦、土屋 俊：情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカ、ナカニシヤ出版 (2000)。
- 6) 豊福晋平：北欧における初等中等教育の情報化—学校教育 1:1/BYOD 政策とその背景—、コンピュータ利用教育学会、コンピュータ&エデュケーション、Vol.37, pp.29-34 (2014)。(2014 年 12 月 15 日受付)

芳賀高洋 (正会員) | ismile@ha.shotoku.ac.jp

岐阜聖徳学園大学教育学部准教授 (2012 ~)、お茶の水女子大学附属中学校教諭 (2008 ~ 12)、都立あきる野学園養護学校教諭 (2007 ~ 08)。

竹中章勝 (正会員) | a-takenaka@mail.koka.ac.jp

京都光華中学校・高等学校教諭 (2013 ~)、清教学園中学校高等学校教諭 (2009 ~ 13)、立命館中学校高等学校常勤講師 (2005 ~ 09)、光華女子大学非常勤講師 (2014 ~)。

